

北里大学医療衛生学部同窓会代議員推薦等に係る細則

(目的)

第1条 本細則は、本会規約第11条に規定する代議員の推薦等について定め、以て会務の適切なる運営を図ることを目的とする。

(代議員)

第2条 代議員は、学科・専攻学年卒を代表し、総会の構成員となる。

2 代議員は本会の目的を達成するため、公正かつ的確にその役割を果たさなければならない。

(選任、推薦母体、及び定数)

第3条 代議員は、正会員の中から次の推薦母体の推薦により総会で選任する。

(1) 代議員Hは衛生学部卒業生で、卒業開始年度より起算して2学年卒より1人を選出する。

(2) 代議員Aは医療衛生学部卒業生で、卒業開始年度より起算して3学年卒で1人を選出する。

(3) 新卒代議員は卒後2年までの医療衛生学部卒業生で、各学科・専攻より1人を選出する。

2 代議員の総計は、120名を限度とする。

(推薦方法)

第4条 代議員の推薦は学科・専攻において、その学年卒において行う。

2 新卒代議員の推薦は、卒業時に学科・専攻において行う。

(任期)

第5条 代議員の任期は次のとおりとする。

(1) 代議員Hは3年とする。

(2) 代議員Aは3年とする。

(3) 新卒代議員は最大2年とする。

2 任期の開始は、当該年度の本会総会開催日とする。

(代議員権の委任)

第6条 代議員が止むを得ない事情で総会に出席できないときは、推薦母体に所属する他の正会員に代議員権を委任できる。

(再任)

第7条 代議員は、本人又は推薦母体より異議の申し出のない場合において再任される。

(変更)

第8条 代議員が第2条第2項に反するときは、推薦母体と協議の上、変更することができる。

(退任)

第9条 代議員が退任しようとする場合は、推薦母体が後任者を推薦しなければならない。

2 推薦母体が前項の要件を達せられない場合は、当該代議員による推薦を以て推薦母体からのものとする。

3 後任代議員の推薦が得られないときは、推薦があるまで代議員定数を減ずる。

(細則変更)

第10条 本細則の変更は、理事会の過半数の賛成による。

附則

- 1 本細則は、平成26年 9月14日より施行する。
- 2 この細則の施行をもって北里大学理学部・医療衛生学部同窓会代議員推薦等に係る細則を廃止する。

